

## 入信の秘跡としての堅信の秘跡 教皇ベネディクト16世の呼びかけにこたえて

### 1. 使徒的憲章「愛の秘跡」における秘跡(『愛の秘跡』16)

聖体を中心とする秘跡理解: 聖体と諸秘跡、聖体と教会の諸活動との関係(『司祭の役務と生活に関する教令』5)

教会は「キリストにおける秘跡」(『教会憲章』1)、「救いの普遍的秘跡」(同48)

「七つの秘跡によって、神の恵みは具体的なしかたで信者の生活に影響を及ぼす」(16)。

### 2. 洗礼・堅信・初聖体の順序の変遷( / は別の式、 - は同じ式)

1～2世紀 洗礼 / 初聖体(堅信は洗礼の一部。どの年齢でも)

3～5世紀 洗礼 - 塗油 - 初聖体(どの年齢でも)

5～13世紀 洗礼 - 初聖体 / 堅信(通常は幼児か小児期に。堅信を司教に留保)

13～19世紀 洗礼(幼児) / 堅信(7歳) / 初聖体(10～14歳)

20世紀～ 洗礼(幼児) / 初聖体(7歳) / 堅信(7～16歳)

### 3. 入信の秘跡としての堅信の秘跡

「堅信の儀礼も、この秘跡とキリスト教入信全体との密接な関連がより明らかになるよう改訂されなければならない」(『典礼憲章』71)。

「洗礼を受けた人は、堅信の秘跡を通してキリスト教入信の道を進み続ける」(『堅信式』緒言1)。

「司牧者は、洗礼を受けたすべての人がキリスト教入信の道程を完了するよう、また、従って堅信を受けるために熱心に準備するよう配慮しなければならない」(同3)。

「慣習により、堅信はミサの間に行われる。それは、キリストのからだの拝領によって頂点に達するキリスト教入信全体とこの秘跡との深い関連を明確に表すためである。この理由のため、堅信を受けた者は感謝の祭儀に参加するのであって、それによってキリスト教入信は完成する」(同13)。

「すべての秘跡の中心であるミサ、すなわち主の晩さんと、それに向けられている洗礼と堅信は、キリスト教入信の秘跡と呼ばれる。……キリスト教入信の三つの秘跡は互いにあいまって、わたしたちキリスト者が愛を通してにキリストの背丈に成長するよう導き、神の民全体が世界の中で担っている使命を果たす力を与える」(『入信の秘跡の緒言』4)。

「堅信の秘跡は霊印をしるすものであり、受洗者はこれによってキリスト教入信の道を進み、聖霊の賜を豊かに受け教会にいっそう完全に結ばれる」(『教会法』879条)。

「キリスト教入信の秘跡である洗礼、堅信、聖体の三つの秘跡が、キリスト者の生活全体の土台となります」(『カトリック教会のカテキズム』1212)

「堅信の秘跡は、洗礼および聖体と一緒に組み合わせられて、「キリスト教入信の秘跡」を構成します。この三つは一体でなければなりません」(同1285)。

「成人が洗礼を受けたときには、直ちに堅信を受け、聖体を拝領します」(同1298)。

洗礼と堅信と聖体は一つにつながるものですから「信者は適切な時期にこの秘跡を受ける義務

を有します。洗礼の秘跡は堅信と聖体を受けていなくても確かに有効で効果あるものではありませんが、キリスト教入信は未完のままだからです」(同1306)。

#### 4. 堅信をめぐるいくつかの課題

##### 堅信を授ける年齢

「堅信の秘跡は、分別のつく年齢<sup>1</sup>の信者に授けられなければならない。司教協議会が年齢について別段の定めをした場合、又は死の危険が迫っている場合、若しくは執行者の判断により重大な理由のゆえに別段に示唆される場合はこの限りではない」(『教会法』891条)。

「堅信の秘跡は、10歳から15歳までの者に授けるのを原則とする」(『教会法』891条に関する日本における施行細則<sup>2</sup>)

##### 堅信と初聖体の順序(上記2と3参照)

##### 堅信の秘跡の執行者

「堅信の通常の執行者は司教である。普遍法又は権限ある権威者の特別の付与によって、権能を有する司祭もこの秘跡を有効に授けることができる」(同882条)。

##### 結婚前の堅信の授与

「いまだ堅信の秘跡を受けていないカトリック信者は、重大な不都合なしにそれを受けることができる場合には、婚姻が許される前にそれを受けなければならない」(同1065条§1)。

##### 堅信式と共同体の関係(とくに合同の堅信式の場合)

「祭儀には、荘厳な祝典としての性格をもたせて、地域社会にとって意義あるものとするよう心がける。このことは特に、すべての受堅信者が共同祭式に集合することによって達せられる。受堅者の家族と友人と地域共同体の構成員が代表する神の民全体が、この祭儀に参加するよう招かれ、聖霊が自分の中にもたらした実りをもって自分の信仰を表すように努める」(『堅信式』緒言4)。

**教話を理解できる年齢に達した子どもの入信式**(『成人のキリスト教入信式(規範版)』第5章。日本語版には未収録)

#### 5. 堅信を授ける年齢をめぐって - 米国司教協議会の実践を参考に<sup>3</sup>

##### 米国司教協議会の決定

2000年11月、教会法891条に関する施行細則を認可。

2001年5月、使徒座が同細則を承認。2002年7月1日から施行。

##### 堅信の秘跡を分別がつく年齢から16歳頃の間に授ける

<sup>1</sup> 「7歳未満の未成年者は幼児と呼ばれ、かつ、意思能力を欠く者とみなされる。満7歳以上の者は、理性を働かせるに至った者と推定される」(『教会法』97条§2)。

<sup>2</sup> 1986年12月11日の臨時司教総会において制定。

<sup>3</sup> United States Conference of Catholic Bishops, *Receive the Gift: The Age of Confirmation*, Washington, 2004 を参照

## 教区司教が決定する堅信の年齢の可能性

- (a) 司教協議会の決定の範囲内で特定の年齢を定める： 8歳、12歳、16歳など
- (b) 司教協議会の決定と同じ年齢の幅を定める： 分別のつく年齢～16歳頃まで
- (c) 司教協議会の決定の範囲内でより限定的な幅を定める： 7～10歳、11～13歳、14～16歳など

## 4つのモデル

### (a) 第1学年～第2学年

- ・『堅信式』儀式書(11)と教会法が定める「分別のつく年齢」に近く、教会法914条にある初告白と初聖体の年齢と重なる。
- ・ 早い段階に堅信を受けることによって、入信の秘跡本来の順序に従うことが可能。「キリストの恩恵が人々にもたらず神との結合は、自然の生命の誕生、成長、維持に多少似ている。それというのも信者は洗礼によって新たに生まれ、堅信の秘跡によって強められ、感謝の祭儀の中で永遠の命の糧で養われるからであって、こうして人々はこれからキリスト教入信の秘跡によって、次第に神の生命にますます豊かにあずかり、愛の完成へと進んでいく」(パウロ6世“Divinae consortium naturae(堅信の秘跡に関する使徒憲章) ”、『カトリック教会のカテキズム』1212)。
- ・ キリスト教入信の本来の順序を守って洗礼と近くなることで、堅信の秘跡の入信としての側面が明らかになる。初聖体前に堅信を受けることで、聖体が入信の頂点であることも明確になる。
- ・ 初告白、堅信の秘跡、初聖体の準備を短期間に行わなければならない。

### (b) 第5学年～第6学年

- ・ 初告白、初聖体、堅信のための準備を独立させて、時間をかけてカテケジスを行うことが可能。
- ・ 堅信の通常の奉仕者である司教の務めが明らかになる。
- ・ 堅信と聖体の入信の秘跡としての側面が不明確になる。

### (c) 第7学年～第9学年

- ・ 教育課程の移行期にあたるため、堅信は子どもの人間的成熟に重なり合う。
- ・ 秘跡や堅信の神学的側面を強調することが可能になる。
- ・ 他の秘跡の準備から独立したカテケジスの機会を与えることができる。
- ・ 初聖体の後に堅信を受けるため、堅信を入信の秘跡として理解することが難しい。

### (d) 第10学年～第11学年

- ・ 堅信の準備を通して、教会が共同体、カテケジス、諸秘跡を通して若者に提供する司牧的なケアを強化し、自らの洗礼の約束を自覚的に更新することができる。
- ・ キリスト者として積極的に社会的責任を果たし、教会とより広範な地域共同体の善のために働こうとする年代と重なる。
- ・ 教会に対する無関心のまま成長した青年へのカテケジスの難しさ。
- ・ 洗礼と初聖体からかなり時間が隔たるため、堅信を入信の秘跡と理解することはより難しくなる。また、聖体が入信の秘跡のプロセスの頂点であることを強調することも難しい。

(宮越俊光)